

# 秋田スギ活用活性化計画

秋田県

平成23年3月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	秋田スギ活用活性化計画						
都道府県名	秋田県	市町村名	秋田市、大仙市、大館市、鹿角市、北秋田市、上小阿仁村、小坂町、能代市、藤里町、八峰町、三種町、男鹿市、湯上市、五城目町、井川町、由利本荘市、にかほ市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村	地区名( 1 )	秋田県全域	計画期間( 2 )	平成23年度～平成26年度

## 目 標 : ( 3 )

農山村地域の資源である秋田スギを利用する大規模製材工場を整備し、地域資源である秋田スギの利用促進により、製材工場での直接的な雇用の場の確保と工場で利用される秋田スギ原木の生産・運搬等に波及する間接的な雇用の増加等により、定住化を促進する地域活性化を目標とする。  
 具体的な数値目標として、県内の木材加工施設において県産材使用量の23.5パーセントの増加を目指すこととする。  
 また、製材施設で45名、素材利用量の増加に伴う林業従事者(素材生産)88名、合わせて133名の新規雇用が見込まれており、これらの者の山村地域での定住を目標とする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

本県は、日本海沿岸にあり面積は11,612km<sup>2</sup>、全国第6位の広さである。岩手県との県境を奥羽山脈が南北に縦走り、奥羽山脈と南北に延びる出羽山地の間には、県北では鷹巣、大館、花輪、県南では横手盆地が形成され、その盆地の中を米代川、雄物川、子吉川の三大河が貫流しており、これらの河川に沿って肥沃な耕地が展開している。  
 本県の森林面積は、821,800haで県土の71%を占めている。このうち民有林におけるスギ人工林は237,000haに達し、民有林の1ha当たりの蓄積は213m<sup>3</sup>になるなど成熟度を高めてきており、「国産材時代をリードする木材供給基地」としての資源的基盤が着々と整備されてきている。

### 現状と課題

本県における秋田スギについては、全国的にも有名であり、スギ人工林面積・蓄積及び素材生産量は全国トップクラスで推移しているが、外国産材の増大や木材価格の低迷による林業収入の悪化、林業従事者の高齢化や後継者不足により地域活性力が低下している。  
 また、本県の製材工場は中小規模の工場が多く、生産拡大への取組が遅れており、このままでは市場競争力が低下すると共に、スギ人工林資源の有効活用が図られない状況になることが危惧されている。  
 今後、いかにしてその資源を活用する製材企業の強化を図り、農山村地域の重要な資源である秋田スギの安定的な活用を通じて、雇用の創出・確保による定住化の促進など地域の活性化を図っていくかが課題となる。

### 今後の展開方向等( 4 )

木材価格の低迷や林業収入の悪化、後継者不足が進む中、成熟度を高めてきている秋田スギというブランド品を持つ本県としては、この地域産物を有効活用し、雇用の創出・確保による定住化の促進による地域活性化を目指すこととする。  
 具体的には、秋田スギを活用する製材工場の再編整備を行い、農山村地域から安定的、計画的に秋田スギの供給を受け資源の有効活用を図ると共に、そのことが林業収入等の増加につながり地域の活性化が図られるとともに、製材工場及び林業従事者合わせて133名の新規雇用を予定しており、雇用の確保による定住化の促進にも寄与する。  
 秋田スギの供給については、秋田県森林組合連合会や秋田県素材生産事業協同組合連合会と協定を結び、県内各地域から安定的な量を供給してもらい資源の有効活用を図る。  
 なお、活性化計画終了年度には、県内の木材加工施設で活用する秋田スギの使用量23.5%の増加及び製材・素材生産による雇用133名の増加という目標達成状況を検証する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業( 1 )

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)( 2 )	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別( 3 )	備考
秋田市ほか22市町村	秋田県全域	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	秋田製材協同組合	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務( 4 )

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当無し			

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)( 5 )

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当無し		

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項( 6 )

施設整備する製材工場で使用される原木は、県内全域から集荷することとなり、原木の供給が安定的に実施できるよう、関係市町村が連携し、林内路網の整備や高性能林業機械の導入を促進するなどの取組を実施していくこととしている。

### 3 活性化計画の区域( 1)

秋田県全市町村	区域面積 ( 2)	1,152,553ha
区域設定の考え方 ( 3)		
法第3条第1号関係:  当該区域の総面積は1,152,553ha(DID地区を除く)の内、農林地面積は972,713haとなり、農林地率は84%を占める。 当該区域の全就業者数は、549,994人で、そのうち農林漁業従事者数は61,307人であり、その割合は11%となっている。		
法第3条第2号関係:  林業従事者の減少(H19 H21で5%減)、林業従事者の高齢化(H21で60歳以上の割合が44%)傾向からみて、活性化のための定住等の促進及び維持を図る地域として必要不可欠な地域である。		
法第3条第3号関係:  市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針( 1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法( 2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準( 3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準( 4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法( 5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件( 6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項( 7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等( 1)

毎年行われる農林水産省発行の木材需給報告書や施設の実績を確認し、県産材の秋田スギ使用量の目標数値の確認を行うものとする。  
また、製材工場での新規雇用者数の確認と県内素材生産に携わる林業従事者の増加数を、新規工場や各事業体の調査を実施し、目標数値の確認を行うものとする。  
更に、秋田県知事が行う政策等の評価に関する実施計画における事業評価(事前評価、事後評価)を実施する。